

新潟県農業総合研究所受託研究実施要領

第1 趣 旨

新潟県農業総合研究所（以下「研究所」という。）が農業者や企業から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の実施については、新潟県農業総合研究所民間資金等活用連携研究実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 委託できる者

要綱第2の1の（2）に定める受託研究を委託できる者は、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1）県内に居住する農業者及び当該農業者が組織する団体、県内に主たる事務所がある企業及び当該企業が組織する団体。
- （2）受託研究の実施を通じて、県内の農業及び食品産業の振興に有益かつ利用可能な研究成果の提供が見込まれる研究開発を委託する者。

第3 受託研究の申込み

研究を委託しようとする者（以下「申込者」という。）は、受託研究申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を作成の上、農業総合研究所長（以下「所長」という。）、又は研究センター長若しくは農業技術センター長（以下「センター長等」という。）に提出しなければならない。

第4 受託の基準

- 1 本県農業及び食品産業の振興に寄与するもので、次の各号に該当するもの。
 - （1）新潟県農林水産業施策推進計画等に合致するもの。
 - （2）研究所の研究推進に支障をきたさないもの。
 - （3）研究所の研究開発と関連して実施することが効果的であるもの。
 - （4）研究所の施設又は機器、若しくはその職員の有する専門技術が特に必要であるもの。
- 2 受託料の経費区分は別表のとおりとする。
- 3 研究期間は、原則として3年を超えない範囲とする。

第5 受託研究申込書の審査等

- 1 センター長等は、第3による申込書の提出があったときは、速やかに当該研究内容を調査の上、受託する研究課題について受託研究調書（第2号様式）を作成し、所長に提出する。
- 2 所長は、申込書の提出を受けたとき、及び受託研究調書の提出があったときは、第3号様式により農業総務課政策室長の意見を聴取した上で、第4の基準に基づ

き受託研究の実施を承認するか否かを判断する。

第6 受託契約の締結等

- 1 所長は、第5の2により受託研究の実施を承認したときは、受託研究実施決定通知書（第4号様式）により受託契約の締結を認める旨を通知することとし、所長が申込書の提出を受けた場合は申込者に、センター長等が提出を受けた場合は当該センター長等に通知する。あわせて、所長は、受託研究実施決定報告書（第5号様式）により速やかに農林水産部長に受託することを決定した研究課題を報告するものとする。
- 2 センター長等は、前項の通知を受けたときは、申込者に受託する旨を通知する。
- 3 所長及びセンター長等は、第1項により実施を決定したときは、受託研究契約書（第6号様式）により申込者と契約を締結する。なお、所長又はセンター長等が認めた場合は、当該契約書の条項等を追加、変更することができる。
- 4 所長は、第5の2により受託研究を実施することが適当でないと認めたときは、受託研究不受理決定通知書（第7号様式）により受託しない旨を申込者に通知する。

第7 受託料の納入

第6の契約を締結した申込者（以下「委託者」という。）は、後日送付される納入通知書により同契約に定める委託料を県に納入しなければならない。ただし、所長又はセンター長等が特別の理由があると認めたときは、これを分納することができる。

第8 研究の中止

- 1 所長及びセンター長等は、研究所の業務に支障が生ずる恐れがある場合又は天災等その他のやむを得ない事由により受託研究を継続することが困難となった場合には、当該受託研究を中止することができる。ただしセンター長等が受託研究を中止する場合は、速やかに第8号様式により所長に報告するものとする。
- 2 前項により、所長又はセンター長等が、受託研究の中止を決定したときは、直ちに受託研究中止通知書（第9号様式）により委託者に通知しなければならない。

第9 受託料の精算

- 1 所長及びセンター長等は、受託研究を終了し、又は中止したときは、受託研究契約書に定めるところにより速やかに受託料の精算を行い、受託料精算書（第10号様式）を委託者に送付しなければならない。
- 2 所長及びセンター長等は、前項の規定による精算の結果、第7の規定により納入された受託料に余剰があるときは、過納金を委託者に返還するものとする。

第 10 研究結果の通知

- 1 所長及びセンター長等は、受託研究を終了又は中止したときは、受託研究結果（経過）報告書（第 11 号様式）により委託者に通知しなければならない。
- 2 受託研究を終了又は中止したセンター長等は、第 11 号様式により所長に報告する。
- 3 所長は、前項による報告を受けたときは、受託研究終了報告書（第 12 号様式）により農林水産部長に報告するものとする。

第 11 研究結果の公表

- 1 所長及びセンター長等は、委託者の業務に支障があると認める場合を除き、受託研究の結果を公表できるものとする。ただし、委託者から公表しないよう申し出があった場合には、公表を控える期間を定めることができる。
- 2 所長及びセンター長等は、受託研究の結果を公表するときは、その内容及び時期について、委託者と協議の上、これを決定するものとする。

第 12 知的財産に関する事項

受託研究による発明等の知的財産（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の「知的財産」をいう。）に係る知的財産権（同条第 2 項の「知的財産権」をいう。）は原則として県に帰属し、その取扱いとは新潟県職務発明規則（昭和 40 年新潟県規則第 28 号）に定めるところによる。ただし、研究所の職員と委託者が共同で行った発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについては、当該研究を実施した所長又はセンター長等と委託者が協議の上、定めるものとする。

第 13 その他

この要領に定めるもののほか、受託研究の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は令和 6（2024）年 5 月 23 日から施行する。
- 2 新潟県農業総合研究所受託研究実施要領（平成 18 年 6 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は令和 7（2025）年 7 月 8 日から施行する。（様式の改正）